構成員提出資料

栄留構成員

児童福祉審議会モデルの改善案

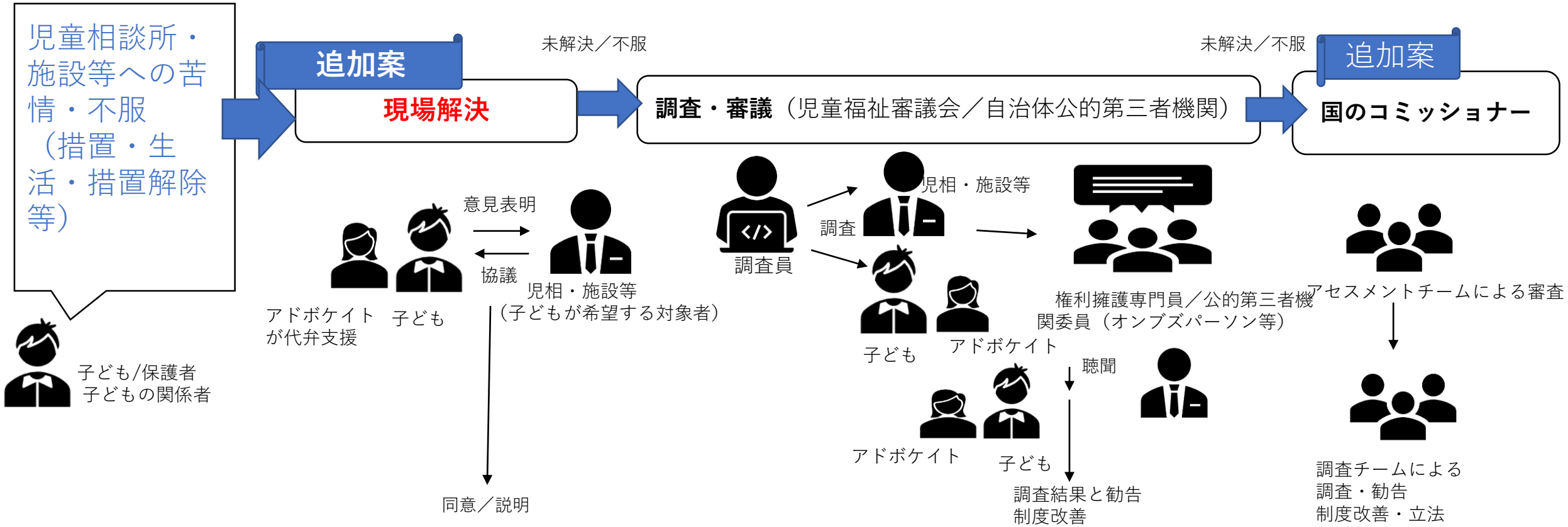

【現場解決の追加】児童福祉審議会を活用したモデルでは、調査や審議が前提。子どもが調査や審議・勧告まで求めてない場合の検討が不十分
・現在のあるモデル事業では、子どもからは調査をせず早期に代弁してほしいといったニーズが多数。
・調査・審議を行わない場合、モデル事業ではすべてに調査員が間を取り持ち、アドボケイトが直接代弁できない仕組み。伝達者が複数人で複雑。
・　現在）一時保護所担当者に代弁を依頼された場合：アドボケイト→調査官→担当児童福祉司→一時保護所役職者→担当一時保護所職員という手順
⇒**改善案）「現場解決」の段階をつくり、子どもが代弁を希望する対象者に直接アドボケイトが伝達し、その後の状況を確認できるような仕組みが必要。**

【国のコミッショナーを創設し接続】・児童福祉審議会等の判断に不服である場合、最後の砦としての機関が必要。
・全国の児童福祉審議会に寄せられた相談の中には、国の法制度に課題がある場合が十分考えられる。制度改善や立法につなげるような仕組みが必要。

参考

イギリス(イングランド・ウェールズ)の苦情手続

行政・施設等への苦情・不服
(委託先変更・ケアプラン・処遇・ケア水準等・裁判時のSW)

子ども/保護者
子どもの関係者

子どもコミッショナーへの申立も可

裁判所命令への不服
(緊急保護命令・ケア命令・監督命令等)

控訴

苦情担当官（Complain Manager）が担当・調整

現場解決（Local Resolution）

未解決／不服

公式検討（Formal Consideration）

未解決／不服

独立審査委員会（Independent Panel）

未解決／不服

行政オンブズマン

独立アドボケイト（Independent Advocate）が代弁支援

協議

・サービス提供者

書面同意

調査担当官（Investigation Officer）

調査

監視

調査結果

独立パーソン（Independent Person）

調査結果・勧告

子どもサービス責任者（Adjudicating Officer）改善策等を決定

独立パーソン３名が審査委員会

聴聞

調査結果と勧告

子どもサービス責任者
改善策等を決定

アセスメントチームによる審査

調査チームによる
調査・勧告

匿名公表

改善策実行・謝罪・補償金支払い

前回質問をいただいたイギリスの意見表明及び参加の発展について

略年表

年	主な児童福祉施策	子どもの意見表明及び参加の発展
1834 年	・新救貧法 ・児童虐待防止協会による救済	
1889 年	・イギリスで最初の児童虐待防止法	
1933 年	・児童少年法（親子分離の権限が地方自治体へ）	
1945 年	・デニス・オニール事件・初の公的な死亡事例調査「モンクントン報告」 ・カーティス委員会の設置（ケアの水準を引き上げを明示）	
1948 年	・1948 年児童法 ・行政機構の整備や公的責任の明確	
1968 年	・シーボーム報告（地方自治体の担当部局の再編成）	
1970 年	イギリスで最初の児童虐待防止ガイドライン発行	
1973 年	・マリア・コルウェル事件	
1975 年	・1975 年児童法（法律で親子分離が容認）・ACPC の設置，ケース会議の制度化等	・1975 年児童法「子どもの希望と感情を確かめ、それを正当に考慮すること」が自治体の義務となる ・裁判所の責任として子の利益を代理する「訴訟上の後見人」を任命することが明確に。
1985 年	・ジャスミン・ベックフォード事件 ・関係機関の共同と連携を図るシステムの創設	
1987 年	・クリーブランド事件	・クリーブランド事件調査報告書の勧告を機に、子と親の参加が促進 ・1989 年児童法に意見表明に関する記載が増加（例：裁判，ボランティア組織，児童養護施設）
1989 年	・1989 年児童法（社会共同子育ての方針を打ち出した）	
1991 年		
1990 年代中旬	子ども虐待のガイドラインの改訂 子ども虐待対応の運用に関する政府調査（虐待防止ための援助不足が明確化）	
1998 年	1998 年より 3 年計画（さらに 2 年延長）	

	「クオリティ・プロテクト」(サービスの質向上プログラム)の実施	
1999 年	・子ども虐待のためのガイドライン(『ワーキングトゥギャザー』)の改定(より広く福祉ニーズを抱えた子どもも対象とした) ・「シュアスタート・プログラム」の開始	・自治体通達「集団的な参加と独立したアドボカシーサービスの発展」の必要性を明記 ・『ワーキングトゥギャザー』(1999)に子どもの意見表明の意義が記入される
2000 年	・北ウェールズの養護施設内虐待の調査報告書 ・ビクトリア・クリムビエ事件	・保健省が子どもの参加を促進するための施策(トータルリスペクトやナショナルボイス)を実施
2002 年		・1989 年児童法に「第 26 条 A アドボカシーサービス」条文挿入
2003 年	・ビクトリア・クリムビエ事件の調査報告「ランミング報告書」 ・「すべての子どもはかけがえのない存在である」(Every Child Matter)を発表	・保健省が「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」を発表 ・「ランミング報告書」内で「子どもとのコミュニケーション」の必要性が強調
2004 年	2004 年児童法 ・自治体のサービス体系の一元化 ・子どもコミッショナーの設置 ・子どもトラストの設置	・2004 年児童法「子どもの希望を確認する」という条文が新たに挿入等。
2006 年	『ワーキングトゥギャザー』の改訂	・『ワーキングトゥギャザー』(2006)に独立アドボケイトの重要性が明記
2007 年	行政組織の大改革―子ども・学校・家庭省の設置 ・子どもプランの発表	・子どもプラン作成に子どもの意見が考慮される。子どもプランの原則の一つに、子どもの反応によってサービスが形成されると明記

出典：栄留里美（2009）「第４章　イギリスにおける子ども虐待対応と子どもどボケイト」堀正嗣・栄留里美『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』明石書店,84-85 を基に改変